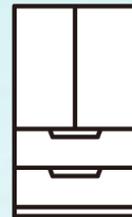


省エネ家電 (エアコン・冷蔵庫)



補助対象者の要件

- 交付申請日において村内に住所を有している。
- 村税を滞納していない。
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 同一の住宅において、申請者及び申請者と生計を一にする方が同種の省エネ家電(以下、設備)に対して、過去に村から補助金等の交付を受けていない。又は受ける見込みがない。
- 次のいずれかに該当する方

区分	要件
A対象者	令和8年4月1日以降に、設備を購入し、自らが居住している村内にある戸建て住宅又は集合住宅に設置した方。
B対象者	令和8年4月1日以降に、戸建て住宅の新築や建売住宅の購入に伴って設備を購入、設置した方。又は設備の付いた戸建て住宅を購入された方。
C対象者	令和7年10月1日～令和8年3月31日の期間にA対象者又はB対象者と同様の方法で設備を導入した方。

★対象者の区分については、[補助対象者フローチャート](#)も併せてご確認ください。

対象設備の要件

- 新品であること。
- エアコンは、直吹きかつ壁掛け形のもの。
- 冷蔵庫は、定格内容積が200リットル以上のもの。
- 次の表のいずれかに該当する設備。

Webから探す場合

- ◆ 経産省／省エネ型製品情報サイト <https://seihinijyoho.go.jp/>
- ◆ メーカーや型番での検索も可能です。



A対象者	B対象者	C対象者
統一省エネラベルに記載の最新の目標年度※における省エネ達成基準率が100%以上の設備 (令和8年4月1日以降に購入又は設置されたもの)		統一省エネラベルに記載の最新の目標年度※における多段階評価点が4.0点以上の設備 ※エアコン…2027年、冷蔵庫…2021年
<p>緑マークは補助対象!</p> <p>オレンジマークは対象外!</p> <p>省エネ性能 3.4</p> <p>省エネ基準達成率 103% APF 6.8</p> <p>メーカー名 機種名</p> <p>この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 21,000円</p> <p>ARC-RD409</p>		<p>省エネ性能 4.0</p> <p>省エネ基準達成率 APF</p> <p>メーカー名 機種名</p> <p>この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 21,000円</p> <p>ARC-RD409</p> <p>★4.0以上が対象!</p>

補助金額

同一の申請者(同一生計の方も含む)につき、**エアコン、冷蔵庫それぞれ1台**の申請が可能です。

- 村外に本店を置く業者から購入・設置する場合…**2万円(定額)**
- 村内に本店を置く業者※から購入・設置する場合…**3万円(定額)**※本店が村外の家電量販店等は含まれません。

申請の期限／方法

区分	申請期限	申請方法
A対象者	補助対象設備の購入又は設置後、1年以内に申請	下記提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。 ※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあった場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。
B対象者	住宅の引渡の日から起算して1年以内に申請	
C対象者	設備の購入日、設置日、住宅の引渡日のいずれか遅い日から起算して1年以内に申請	

提出書類

必要書類 (3～9はコピーでの提出可)	対象者		
	A	B	C
1.交付申請書(様式第1号) 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可。	○	○	○
2.振込口座記入用紙 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可。	○	○	○
3.設備の導入に係る費用及び支出が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 購入日・設備名・本体購入価格(税込み)・発行者が記載されたもの。 当該事項が記載されたレシートも可。 	○	○	○
4.製造メーカーが発行する保証書 <ul style="list-style-type: none"> 家電量販店等の発行する保証書添付用レシートのみの提出は受理されません。必ずメーカー保証書を併せて提出してください。 	○	○	○
5.納品書又は設備設置後の写真 <ul style="list-style-type: none"> 設置していることの確認が取れば可 	○	○	○
6.省エネ達成基準率(%)が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> カタログ、省エネ型製品情報サイトの画面等 	○	○	
7.多段階評価点(★)が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> カタログ、省エネ型製品情報サイトの画面等 			○
8.住宅の引渡日が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 住宅メーカーの引渡証明書等 ※C対象者の方は、住宅の引渡日を申請期限の基準日とする方のみ提出必須。 		○	※
9.他補助金等の金額が確認できる書類 条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> 申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出 	※	※	※
9.事務代行届(様式第2号) 条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> 交付申請の受付を代理の者(業者等)に委任する場合提出 様式は窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能 	※	※	※



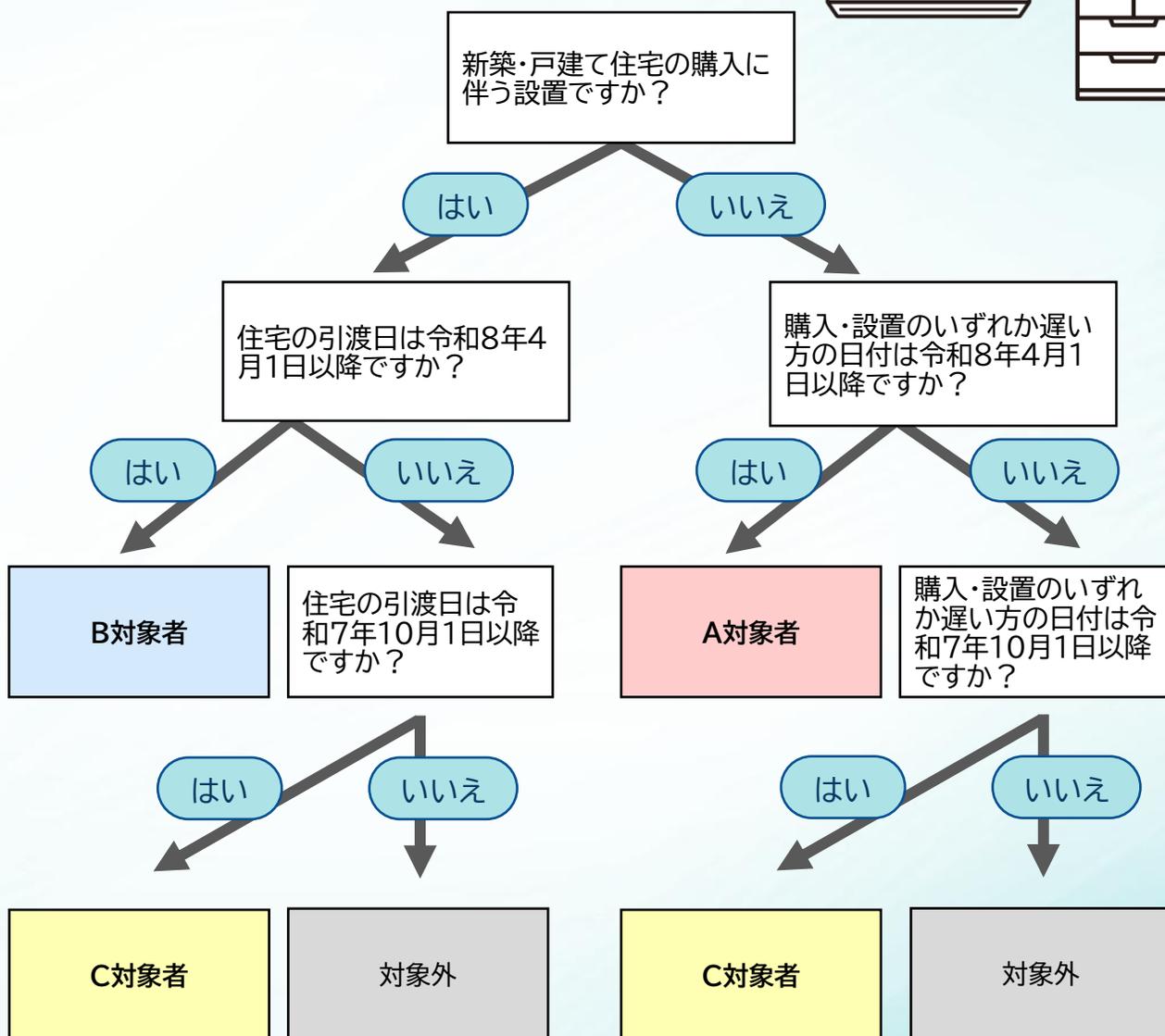
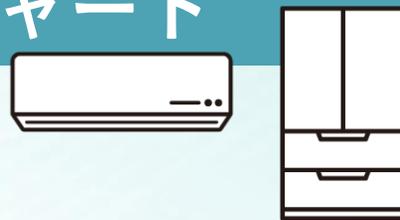
【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です(住宅の引渡日確認書類など)。

お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課
環境計画推進担当(役場行政棟4F)
TEL:029-282-1711(内線1432)
Mail:kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp

東海村くらしゼロカーボン応援補助金
省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）
補助対象者フローチャート



- ◆ 各対象者とも、【対象設備の要件】を満たしている必要があります。詳細は申請の手引き中「対象設備の要件」をご確認ください。
- ◆ そのほか、申請に迷うケースは環境政策課までお問い合わせください。